

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめ

令和 3 年 6 月 2 9 日
秋 田 県 八 峰 町 及 び
能 代 市 沖 に お け る 協 議 会

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年11月17日に秋田県八峰町及び能代市沖における協議会を設置し、秋田県八峰町及び能代市沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

秋田県八峰町及び能代市沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（3,239.4ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ・選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ・選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「八峰町、能代市及び秋田県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ・協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るための基本的な方針（令和元年５月１７日閣議決定）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の４つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること（地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力等）。
- ・選定事業者は、港湾及びその周辺地域への洋上風力発電関連産業の立地に向け地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備の観光資源としての活用や、環境教育・広報のための利用（広報用資料や展示物の作成・設置、地元住民等への情報発信、地元教育機関の講義への講師派遣や研究への協力等）について配慮すること。
- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講ずること。基金への出捐等の規模（総額）については、２０年間の売電収入と見込まれる額の０．５％を目安とする。また、各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。
- ・選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平

性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。

- ・八峰町及び能代市以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ・選定事業者は、本海域における漁場の実態に基づき、漁業との協調・共生・振興策について関係漁業者と協議を行うこと。また、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、少なくとも建設工事の１年程度前から漁業影響調査に着手することとし、発電事業の開始後も継続して実施すること。調査の具体的方法及び時期については、協議会での議論や、別途開催する実務者会議における検討内容、並びに関係漁業者、学識経験者及び地元自治体の意見・助言を尊重すること。その際、内水面漁業への配慮も適切に行うこと。
- ・選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深１０ｍ以浅の海域には洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。）を設置しないこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波環境に支障を及ぼすことがないように、十分に配慮すること。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などと漁業の操業等について適切に調整すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように、必要な措置をとること。
(例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。)

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

(6) 環境配慮事項について

- ・選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ・選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、超低周波音、鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

(7) その他

- ・ 今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。

**秋田県八峰町及び能代市沖における
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）**

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度	経度
(1)	北緯 40 度 17 分 50 秒	東経 140 度 01 分 22 秒
(2)	40 度 17 分 52 秒	140 度 00 分 32 秒
(3)	40 度 18 分 28 秒	139 度 59 分 07 秒
(4)	40 度 18 分 59 秒	139 度 58 分 39 秒
(5)	40 度 15 分 51 秒	139 度 58 分 08 秒
(6)	40 度 12 分 12 秒	139 度 56 分 53 秒
(7)	40 度 11 分 44 秒	139 度 59 分 55 秒

秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会意見とりまとめ

令和 2 年 3 月 30 日
秋田県能代市、三種町および
男鹿市沖における協議会

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年10月8日に秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会を設置し、秋田県能代市、三種町および男鹿市沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

秋田県能代市、三種町および男鹿市沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（6,268.8ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ・選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ・選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「能代市、三種町、男鹿市及び秋田県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ・協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年5月17日閣議決定）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講じること。基金への出捐等の規模（総額）については、２０年間の売電収入と見込まれる額の０．５％を目安とする。また、各年度の基金への出捐等の額、用途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。
- ・選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ・能代市、三種町及び男鹿市以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ・選定事業者は、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、漁業影響調査を行うこと。漁業影響調査は、原則として発電事業の実施前の調査を含むものとし、その具体的方法及び時期については関係漁業者、学識経験者及び地元自治体の意見を聴取するとともに、その意向・助言を尊重すること。

（３）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深１０ｍ以浅の海域には洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。）を設置しないこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼさないよう、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波環境に支障を及ぼすことがないよう、十分に配慮すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域における鉱業権者へ事前に丁寧な説明・協議を行うこと。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置をとること。
(例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。)

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

(6) 環境配慮事項について

- ・選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講じること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ・選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、超低周波音、鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

(7) その他

- ・ 今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。

(別添)

**秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域**

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度					経度								
(1)	北緯	40	度	10	分	34	秒	東経	139	度	59	分	40	秒
(2)		40	度	10	分	46	秒		139	度	57	分	20	秒
(3)		40	度	09	分	27	秒		139	度	56	分	05	秒
(4)		40	度	07	分	59	秒		139	度	55	分	39	秒
(5)		40	度	05	分	13	秒		139	度	54	分	10	秒
(6)		40	度	02	分	41	秒		139	度	52	分	04	秒
(7)		40	度	02	分	55	秒		139	度	52	分	54	秒
(8)		40	度	02	分	44	秒		139	度	54	分	39	秒
(9)		40	度	02	分	20	秒		139	度	55	分	23	秒

[illegible]

秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会意見とりまとめ

令和 2 年 3 月 30 日
秋 田 県 由 利 本 荘 市 沖
（北側・南側）における協議会

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年10月8日に秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会を設置し、秋田県由利本荘市沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

秋田県由利本荘市沖北側及び南側のそれぞれの区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（北側 6,479.3ha、南側 6,561.1ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域としてそれぞれ指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ・選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ・選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「由利本荘市及び秋田県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ・協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年5月17日閣議決定）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となってい

る関係漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、由利本荘市が設置する基金へ出捐すること等（以下「基金への出捐等」という。）を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講じること。基金への出捐等の規模（総額）については、２０年間の売電収入と見込まれる額の０．５％を目安とする。また、各年度の基金への出捐等の額、用途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。
- ・選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ・選定事業者は、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、漁業影響調査を行うこと。漁業影響調査は、原則として発電事業の実施前の調査を含むものとし、その具体的方法及び時期については関係漁業者、学識経験者及び地元自治体の意見を聴取するとともに、その意向・助言を尊重すること。

（３）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深１０ｍ以浅の海域には洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。）を設置しないこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波環境に支障を及ぼすことがないように、十分に配慮すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、気象レーダーの観測に影響を及ぼすことがないように、気象庁へ事前に協議を行うこと。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように、必要な措置を取ること。
(例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。)

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

(6) 環境配慮事項について

- ・選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講じること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ・選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、超低周波音、鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

(7) その他

- ・今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。

(別添)

**秋田県由利本荘市（北側・南側）における
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）**

<秋田県由利本荘市沖（北側）>

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

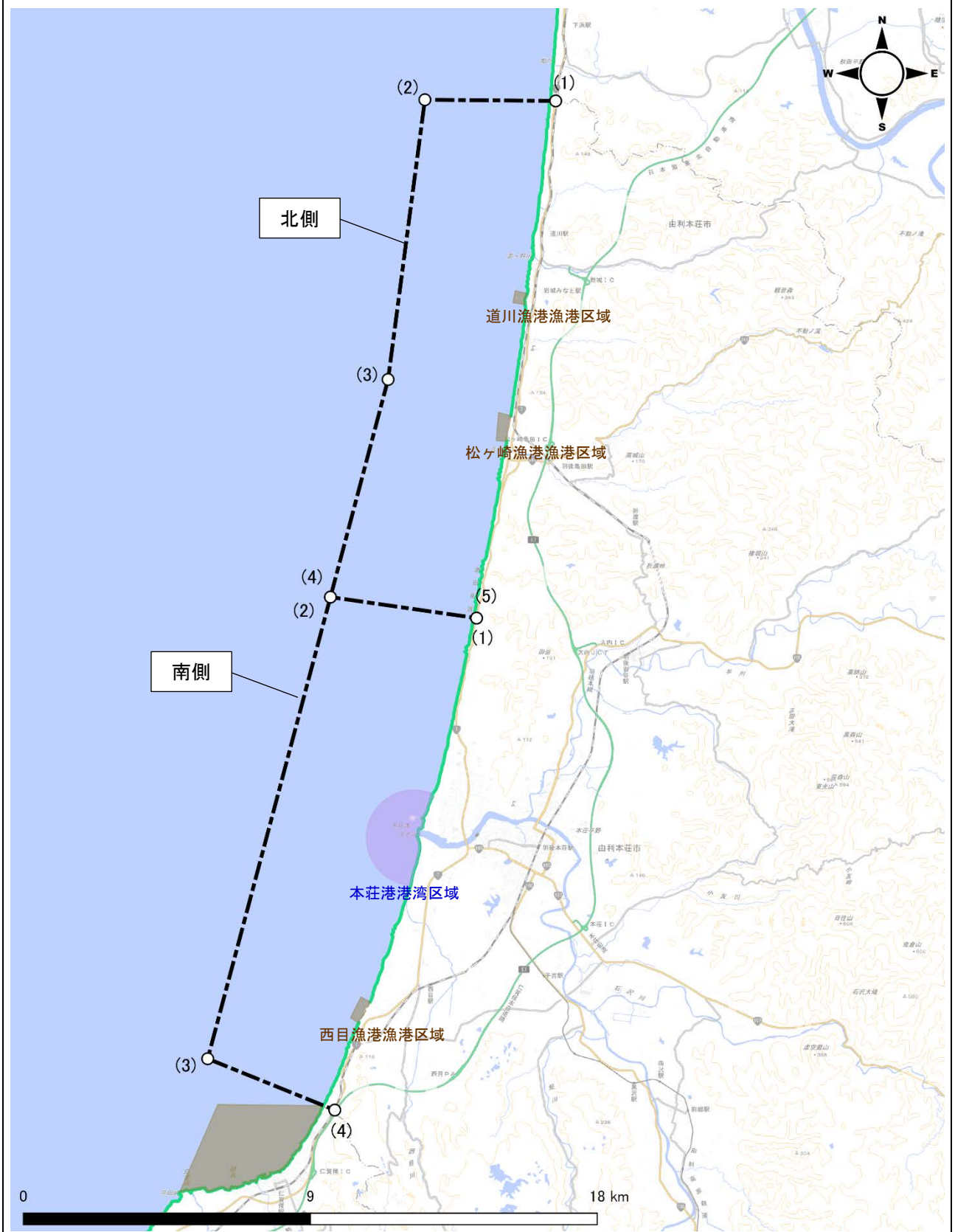
座標番号	緯度					経度								
(1)	北緯	39	度	35	分	52	秒	東経	140	度	03	分	42	秒
(2)		39	度	35	分	52	秒		140	度	00	分	50	秒
(3)		39	度	31	分	07	秒		140	度	00	分	05	秒
(4)		39	度	27	分	25	秒		139	度	58	分	52	秒
(5)		39	度	27	分	05	秒		140	度	02	分	04	秒

<秋田県由利本荘市沖（南側）>

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度					経度								
(1)	北緯	39	度	27	分	05	秒	東経	140	度	02	分	04	秒
(2)		39	度	27	分	25	秒		139	度	58	分	52	秒
(3)		39	度	19	分	34	秒		139	度	56	分	17	秒
(4)		39	度	18	分	43	秒		139	度	59	分	04	秒

秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 位置図



千葉県銚子市沖における協議会意見とりまとめ

令和 2 年 6 月 5 日
千葉県銚子市沖における協議会

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年11月18日に千葉県銚子市沖における協議会を設置し、千葉県銚子市沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

千葉県銚子市沖の区域において洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業、既設海洋構造物の運営及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（3,948.7ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について、公募から洋上風力発電設備の撤去等も含めた発電事業終了までの全過程において留意することを求める。特に、選定事業者は、漁業との共存共栄の理念について理解するとともに、発電事業の実施の各段階において関係漁業者の理解を得る必要があることに留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ・選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を行うこと。
- ・選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有することについて理解し、地元自治体（「銚子市、旭市及び千葉県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地域に所在する港湾の活用などを含め、地方創生にも資する発電事業の実施に努めること。また、選定事業者は、上記の価値を具現化させるために地元自治体が講ずる諸施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。

（参考）地元自治体における施策及び選定事業者による協力の例

➤ 洋上風力発電による電気の地域における活用

（地域新電力の活用、地元自治体等による災害時の電力供給に係る検討・計画策定への協力など）

- 名洗港の活用を通じた洋上風力発電事業の円滑化及び地域経済の活性化
- 洋上風力発電設備の観光資源としての活用、環境教育・広報のための利用
(広報用資料や展示物の作成・設置、地元住民等への情報発信、地元教育機関の講義への講師派遣や研究への協力など)
- 発電事業を通じた地域経済の活性化や地元雇用の増進 等
- ・ 地元自治体は、円滑な発電事業の実施や、本海域における発電事業を契機とした新たな産業、雇用、観光資源等の創出に向けて、選定事業者とも連携しつつ、必要な支援・対策等を行うこと。
- ・ 本協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年5月17日閣議決定）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ・ 本協議会は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合には、発電事業の円滑な実施を妨げることなく、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の整備に係る海域の利用について了承するものとする。

（２）漁業との共存共栄及び漁業影響調査について

- ・ 選定事業者は、地元漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、信頼関係の構築に努めること。
- ・ 選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、銚子市沖の海域において操業される漁業との協調・共生・振興の取組（漁業との協調・共生策を検討するための漁場実態調査、魚礁設置等の漁場形成策、漁船保険・燃油等の組合員支援を含む。）を実施するために、地元自治体が設置する基金及び一般財団法人千葉県漁業振興基金（以下「振興基金」という。）に出捐すること。
- ・ 地元自治体が設置する基金に出捐する部分については、地元自治体は関係漁業者等を交えた協議の場を設け、基金の運営について必要な協議を行うこと。
振興基金に出捐する部分については、地方自治法に基づく監査の実施等既存の枠組みの活用などにより、運用の適正性の確保の下、振興基金及び関係漁業者等とで、出捐された資金の運用方法等について必要な協議を行うとともに、資金の区分経理及び外部監査の実施等により、透明性確保のための方策を確実にとること。また、必要に応じて、関係漁業者は振興基金に出捐された資金の管理・運営に関して、協議会構成員に対し、状況報告を行うこと。
- ・ 選定事業者は、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、漁業影響調査を行うこと。漁業影響調査の具体的方法及び時期については関係漁業者、海洋調査の専門家及び地元自治体等の意見を聴取するとともに、その意向・助言を尊重すること。
- ・ 関係漁業者、海洋調査の専門家及び地元自治体等は、基金の設置、運用（基金を通じた取組の実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率

的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置等に当たり、銚子市沖の海域において操業される漁業への支障を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置等に当たり、既存海洋構造物の運営、保全及び管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
(例：既存の洋上風力発電設備への影響(発電量、耐久性等)について評価するとともに、事業への影響が生じないように適切な協議・対応を行うこと等)
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置等に当たり、国指定名勝及び天然記念物である屏風ヶ浦をはじめとする、国定公園等における地形・景観が有する文化的・環境的・地球科学的な価値に留意し、地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、文化財及び環境関連の法令に基づき、屏風ヶ浦等への影響を上記協議結果や学識経験者等の意見を踏まえ、客観的根拠に基づいて専門的な調査・予測・評価を行うとともに、その結果を踏まえ影響を軽微にするための適切な対応を行うこと。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・選定事業者は、銚子市沖の海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たり、地域経済の活性化や地元雇用の創出にも配慮しつつ、工事の方法や時期等について、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように、必要な措置を取ること。
(例：当地において想定される台風、地震、津波等の自然災害に対して十分な安全性を確保する設計・施工、適切な離隔の確保等)

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の維持管理・撤去等の実施に当たり、地域経済の活性化や地元雇用の創出にも配慮しつつ、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

- ・選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体と協議を行うこと。

(6) 発電事業の終了時における設備等の扱いに係る留意点

- ・選定事業者は、本海域における発電事業を終了するときは、原則として洋上風力発電設備等の撤去を行うこと。ただし、当該洋上風力発電設備等が漁場形成の機能を有している場合などにおいて、関係漁業者等の同意を得た上で、海洋環境保全にも十分配慮し、関係法令を遵守した上で行う場合においては、当該洋上風力発電設備等の一部の残置も認められることとする。

(7) 環境配慮事項について

- ・選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、本海域ではウミスズメ、ヒメウ等の希少な鳥類の生息が確認されていること、本海域の一部及びその周辺が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されていること、さらに、本海域の周辺には水郷筑波国定公園内の天王台園地及び犬若屏風ヶ浦線道路（歩道）等の国定公園の利用施設や飯岡刑部岬展望館等の主要な眺望点が存在していることなどを踏まえて、適切な対応を行うこと。

具体的には、風車の影による影響や、鳥類、海生生物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場等への影響、流向・流速の変化による九十九里浜等への影響等について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。なお、令和2年3月末に公表された風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ海域版等の最新の知見を活用すること。

- ・選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

(8) その他

- ・公募参加者は、本協議会意見の内容に対する公募参加者の理解を深めるため、公募開始前及び期間中に開催される、協議会構成員による説明会に参加すること。
- ・今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと（選定事業者が敷設しようとする洋上風力発電設備から電力系統に接続するための海底ケーブルの敷設位置に係る協議や区域の調整等を含む。）。

(別添)

千葉県銚子市沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度	経度
(1)	北緯 35 度 42 分 39 秒	東経 140 度 50 分 10 秒
(2)	35 度 41 分 15 秒	140 度 46 分 13 秒
(3)	35 度 39 分 41 秒	140 度 47 分 36 秒
(4)	35 度 39 分 30 秒	140 度 46 分 36 秒
(5)	35 度 36 分 43 秒	140 度 47 分 42 秒
(6)	35 度 38 分 11 秒	140 度 50 分 10 秒

長崎県五島市沖における協議会意見とりまとめ

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年10月10日に長崎県五島市沖における協議会を設置し、長崎県五島市沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

長崎県五島市沖の区域において洋上風力発電事業を実施することにより、漁業操業、既設海洋構造物の運営及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（2,726.5ha）のとおり浮体式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求めるものである。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ・選定事業者は、地元との共存共栄の理念について理解し、地域資源たる風と海を最大限活かした、地方創生にも資する発電事業の実施に努めること。
（例：地元への電力供給、災害時の電力融通のための計画策定等）
- ・選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を行うこと。
- ・協議会は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、発電事業の円滑な実施を妨げることなく、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の整備に係る海域の利用について了承するものである。

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、信頼関係の構築に努めること。
- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、地域や漁業との協調・共生のための基金を五島市と協議の上設立すること。基金の運用に当たっては、透明性を確保すること。
- ・選定事業者は、漁業影響調査を行うものとし、その方法及び時期等については関係漁業者、地元大学や試験研究機関などの学識経験者及び地元自治体（五島市及び長崎県）の意見を聴取するとともに、その意向・助言を十分尊重すること。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、当該海域を含む崎山沖の海域において操業される漁業への支障を十分考慮し、関係漁業者との丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないよう、各施設の管理者と十分に協議を行うこと。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・選定事業者は、海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体（五島市及び長崎県）への説明・相談・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既設海洋構造物へ被害が及ばないよう、適切な離隔を確保するなどの必要な措置をとること。
（例：選定事業者は、当地において想定される台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること。）

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体（五島市及び長崎県）への説明・相談・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールを定めることについて、関係漁業者、船舶運航事業者、各施設の管理者、海上保安部及び地元自治体（五島市及び長崎県）と協議を行うこと。

(6) 環境配慮事項について

- ・選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、コウモリ類、海生生物、海洋環境、景観等への影響が、回避または低減できるよう配慮すること。
- ・現在、環境省が行っている海鳥の調査に関して、その結果を令和2年3月末に洋上風力発電事業における鳥類のセンシティブティマップとして公開することとしていることから、このセンシティブティマップの情報も参考に、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置（配置、色彩、稼働期間等）を実施することにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。
- ・選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、

工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（鳥類、コウモリ類、海生生物、海洋環境等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

- ・ 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産からの眺望について、関係機関と十分な協議を行うとともに、必要に応じ遺産影響評価を行った上で、世界文化遺産の「顕著な普遍的価値（OUV）」に影響しない事業計画とすること。

（７）その他

- ・ 今後、事業者が選定され、海洋再生可能エネルギー発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行うこと。

(別添)

長崎県五島市沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(21)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸保全区域（お っ づ る 鶴 う ら か い が ん が 浦 海岸）を除く。）。

長崎県五島市沖							
(1)	北緯	32 度	40 分	0 秒	東経	128 度	52 分 31 秒
(2)		32 度	40 分	7 秒		128 度	53 分 18 秒
(3)		32 度	40 分	7 秒		128 度	53 分 35 秒
(4)		32 度	40 分	2 秒		128 度	53 分 44 秒
(5)		32 度	40 分	8 秒		128 度	54 分 2 秒
(6)		32 度	40 分	13 秒		128 度	55 分 54 秒
(7)		32 度	40 分	18 秒		128 度	56 分 2 秒
(8)		32 度	39 分	50 秒		128 度	57 分 9 秒
(9)		32 度	38 分	40 秒		128 度	58 分 22 秒
(10)		32 度	38 分	40 秒		129 度	1 分 5 秒
(11)		32 度	40 分	50 秒		129 度	1 分 5 秒
(12)		32 度	40 分	49 秒		128 度	55 分 38 秒
(13)		32 度	40 分	27 秒		128 度	55 分 39 秒
(14)		32 度	40 分	25 秒		128 度	55 分 40 秒
(15)		32 度	40 分	21 秒		128 度	53 分 58 秒
(16)		32 度	40 分	16 秒		128 度	53 分 46 秒
(17)		32 度	40 分	17 秒		128 度	53 分 44 秒
(18)		32 度	40 分	17 秒		128 度	53 分 40 秒
(19)		32 度	40 分	20 秒		128 度	53 分 31 秒
(20)		32 度	40 分	20 秒		128 度	53 分 17 秒
(21)		32 度	40 分	18 秒		128 度	53 分 5 秒

